

確定申告には「利用者識別番号」が必要になります

※個人番号(マイナンバー)とは異なる番号です。

これまで市の申告会場では、確定申告書を紙に印刷して税務署へ提出していましたが、事務の効率化、経費節減、デジタル改革の観点から、電子データで税務署へ提出することになりました。

その際、16ケタの「利用者識別番号」が必要になりますので、申告相談をスムーズに行うため、事前に番号を取得して来場くださいますようお願いいたします(2次元コードから取得できます)。

既に番号を取得している方は、改めて取得する必要はありません。



問 合 先 市民課 市民税係 ☎552-1511 e-Tax ホームページ

トピックス

催し

スポーツ

こども

子育て

健康・福祉

その他

カレンダー

糸魚川税務署からのお知らせ



令和5年分の確定申告期間・納期限 など

	申告・納付期限	振替納税日
申告所得税及び復興特別所得税	3月15日(金)	4月23日(火)
消費税及び地方消費税	4月1日(月)	4月30日(火)
贈与税	3月15日(金)	※振替納税は利用できません

納税には便利な振替納税をご利用ください。

振替納税の利用には、申告・納付期限までに「預貯金口座振替依頼書」の提出が必要です。



糸魚川税務署 確定申告会場

ご自身でお持ちのスマートフォン等で確定申告書を作成していただきます。

マイナンバーカード、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4ケタ)と署名用電子証明書のパスワード(英数字6~16ケタ)が分かるものをお持ちください。

■受付期間 2月16日(金)~3月15日(金) ※土・日・祝日は除く。

■受付時間 8:30~16:00(相談9:00~) ※提出は17:00まで

来場の際は、会場に入場できる時間帯が指定された入場整理券が必要です。

次のいずれかの方法で入場整理券を入手してください。

①会場での配布

当日8:30から配布します。状況により後日来場をお願いする場合があります。

②LINEでの取得

来場せず事前取得できます。2次元コードや国税庁ホームページをご覧ください。



友達追加はこちら



スマホ申告や確定申告書等作成コーナーをご利用ください

自宅で、スマートフォンやタブレット・パソコンからマイナンバーカードを利用して確定申告ができます。

さらにスマホ申告なら便利に申告

- ・源泉徴収票をスマートフォンのカメラで自動入力
- ・専用画面で簡単入力(一部対応していないものもあります)
- ・申告書の控えはスマートフォンに保存可能

※ご利用に当たっては、マイナンバーカードもしくはe-TaxのID・パスワードの取得が必要です。



確定申告書等作成コーナー